

滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方等の再就職を支援するため、正規雇用労働者（正社員）として雇い入れる中小企業者等に対して、助成金を交付します。

対象労働者の雇用
1人につき **60万円**
(1事業主につき、5人まで)

中小企業者の範囲

※ (A) または (B) の要件を満たす企業

業種	資本または出資額 (A)	常時使用する労働者 (B)
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成金の交付対象者(対象事業主)の要件

助成金の交付を受けることができる者は、次のア～エのいずれにも該当し、a～hのいずれにも該当しないもの

区分	要件	確認欄
交付対象要件 ※いずれにも該当すること	ア 事業を営む者（法人の場合、大企業を除く。個人事業主の場合、開業届を提出した者に限る。）であって、県内に事業所を有している事業主（県内に事業所を有する中小企業者、個人事業主、その他法人）	
	イ 対象労働者を次のいずれにも該当する形で雇用している事業主 ・雇用日が令和2年9月15日から同年12月15日までの間 ・対象労働者を新たに県内正規雇用労働者（直接雇用され、期間の定めのない労働契約を締結し、常勤の者であって、県内の事業所に勤務するもの）として雇用 ・雇用日から3か月を超えて、県内正規雇用労働者として勤務させたこと	
	ウ 公共職業安定所（ハローワーク）に、雇用保険被保険者資格取得届を行い、かつ、雇用保険被保険者資格取得等確認通知を受けている事業主	
	エ 当該雇用した労働者の労働に対する賃金（時間外手当、通勤手当等の各種手当を含む）を、支払期日までに支払っている事業主	
対象外要件 ※いずれにも該当しないこと	a 過去1年間に、当該雇用する労働者と雇用、請負、委任、出向または派遣の関係があった事業主	
	b 過去1年間に、当該雇用する労働者に対し、職場適応訓練または通算3か月を超える実習もしくは訓練を受講させた事業主	
	c 過去1年間に、当該雇用する労働者を雇用していた事業主と、資本的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある事業主	
	d 当該雇用する労働者と、助成金の交付を受けようとする者またはその役員が3親等内の親族（配偶者または3親等内の血族もしくは姻族）である事業主	
	e 当該雇用する労働者について、新たな雇用に係る経費を助成対象とする他の助成制度（助成制度の利用を目的とした求人を行った場合を含む。）の適用を受けている事業主	
	f 助成金の交付を受けようとする者またはその役員等が、暴力団または暴力団員と関係がある事業主	
	g 県税の滞納その他県に対する債務不履行がある等助成金の支給が適当でないと思われる事業主	
	h 労働基準法を遵守していない、営業に関して必要な許認可を取得していない等各種法令を遵守していない事業主	

※助成金の交付対象となる雇用労働者（県内正規雇用労働者）の要件は、裏面をご確認ください。

《申請・問合せ先》 ※感染症の感染拡大防止のため、各種書類は郵送での提出にご協力ください。

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

・電話：077-528-3767

・メール：fe0004@pref.shiga.lg.jp

[問合せは、9時から17時まで]（土日、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）は除く。）

助成金の交付対象となる雇用労働者（県内正規雇用労働者）の要件

《助成金の交付対象となる雇用労働者》

助成金の交付対象となる雇用労働者および雇用の内容は、①対象労働者を②の内容（形態）で雇用した場合。（これらの要件に満たして雇用された者を「県内正規雇用労働者」と言います。）

区 分	要 件		確認欄
①対象労働者の要件 ※(ア)、(イ)のいずれかに該当すること	(ア) 離職者等	令和2年4月16日以後に離職した者または採用を取り消された者 ※会社都合退職（解雇、雇止め）、自己都合退職は問いません。	県内に居住している者 または 県内の事業所に勤務していた者
	(イ) 就職困難者	(ア)以外の者で、令和2年9月14日時点において就職していない者のうち、同年4月16日から同年9月14日までの間に次のいずれかに該当したもの ✓就職相談その他の就職支援サービスを利用したこと ✓企業等に対して、就職活動を行ったこと ※4月1日採用の方が内定取り消しされた方など、離職者等に該当しない方でも就職に向けた活動を行っている方は対象となります。	県内に居住している者
②対象となる雇用内容の要件 ※(a)、(b)のいずれにも該当すること	(a) 雇用形態	次のいずれにも該当する形態で雇用されていること ✓直接雇用であること ✓期間の定めのない労働契約を締結していること ✓常勤であること	
	(b) 勤務場所	県内の事業所で勤務していること	

《助成金の申請から交付までの流れ》

①令和2年9月15日から同年12月15日までの間に
県内正規雇用労働者として雇用

②「助成金交付申請書」を県へ提出（郵送）
・雇用日から起算して30日以内に提出してください。
※雇用日が、令和2年9月15日～同年10月9日の場合は、令和2年10月10日～同年11月9日に提出
●県での審査後、交付を決定する場合は「交付決定通知」を送付（交付しない決定を行った場合は「不交付決定通知」を送付）

県内正規雇用労働者として、雇用日から3か月経過
（正規雇用労働者・県内勤務）

③「助成金実績報告書」を県へ提出（郵送）
・雇用日から起算して3か月経過した日以後30日以内または令和3年3月20日のいずれか早い日までに提出してください。
●県での審査後、問題がなければ「額の確定通知書」を送付

④「助成金交付請求書」を県へ提出（郵送）

⑤県から「助成金」を交付（振込）

【交付申請書時の提出書類】

- ✓助成金交付申請書（別記様式第1号）
- ✓対象事業主および県内正規雇用労働者に関する申告書（別記様式第2号）
- ✓誓約書（別記様式第3号）
- ✓対象者に係る雇用契約書の写し
- ✓対象者に係る労働者名簿の写し
- ✓雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- ✓県税に未納がないことを証する書類
- ✓法人の登記簿謄本の写しまたは履歴事項全部証明書（個人は、開業届の写し）
- ✓就業規則
- ✓役員名簿
- ✓口座振込依頼書（別記様式第4号）
- ✓通帳の写し等口座情報が分かる書類

【実績報告時の提出書類】

- ✓助成金実績報告書（別記様式第9号）
- ✓県内正規雇用労働者に係る報告書（別記様式第10号）
- ✓勤務実態が確認できる書類（出勤簿の写し、賃金台帳の写し等）
- ✓賃金の支出が確認できる書類（給与明細書または領収書の写し等）

■交付決定の取り消し、助成金の返還

「助成金の交付要件に反している事実が認められたとき」、「偽りその他不正な行為によって支給を受け、または受けようとしたとき」、「その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認められたとき」のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消します。（既に交付されている場合は、全額を返還しなければなりません。）

✓交付要綱や申請書等の各種様式、記載例等は、滋賀県ホームページからダウンロードできます。

滋賀県>県民の方>しごと・産業・観光>しごと・雇用 - お知らせ・注意

[<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/314836.html>]

滋賀県早期再就職 助成金

検索

滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方等の再就職を支援するため、正規雇用労働者(正社員)として雇い入れる中小企業者等に対して、助成金を交付します。
(令和2年度事業から、一部要件を変更していますので、御注意ください。)

対象労働者の雇用
1人につき
(1事業主につき、5人まで)

60万円

《助成の対象となる雇用日》

令和3年4月1日(木)～令和3年6月30日(日)

※交付申請書は、雇用日から起算して30日以内に提出してください。

助成金の交付対象者(対象事業主)の要件

区分	要件	中小企業者の範囲 ※(A)または(B)の要件を満たす企業															
交付対象要件 ※いずれにも該当すること	ア 事業を営むものであって、次のいずれかに該当する事業主(県内に事業所を有しているものに限る。) ・中小企業者(個人事業主の場合、開業届を提出した者に限る。) ・会社以外の法人(社会福祉法人、一般社団法人、医療法人など) ・人格のない社団等(平成30年3月31日以前に設立された団体)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本または出資額(A)</th> <th>常時使用する労働者(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本または出資額(A)	常時使用する労働者(B)	小売業	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	その他の業種	3億円以下	300人以下
	業種	資本または出資額(A)	常時使用する労働者(B)														
	小売業	5,000万円以下	50人以下														
	サービス業	5,000万円以下	100人以下														
	卸売業	1億円以下	100人以下														
	その他の業種	3億円以下	300人以下														
イ 対象労働者(裏面参照)を次のいずれにも該当する形で雇用している事業主 ・雇用日が令和3年4月1日から同年6月30日までの間であること ・対象労働者を新たに県内正規雇用労働者(直接雇用され、期間の定めのない労働契約を締結し、常勤(所定労働時間が週30時間以上のもの)の者であって、県内の事業所に勤務するもの)として雇用 ・雇用日から3か月を超えて、県内正規雇用労働者として勤務させたこと																	
ウ 公共職業安定所(ハローワーク)に、雇用保険被保険者資格取得届を行い、かつ、雇用保険被保険者資格取得等確認通知を受けている事業主																	
エ 雇用した労働者の資格の取得に関し、健康保険および厚生年金保険の届出を行った事業主(適用事業所でない事業主を除く。)																	
オ 当該雇用した労働者の労働に対する賃金(時間外手当、通勤手当等の各種手当を含む。)を、支払期日までに支払っている事業主																	
対象外要件 ※いずれにも該当しないこと	a 過去1年間に、当該雇用する労働者と雇用、請負、委任、出向または派遣の関係があった事業主																
	b 過去1年間に、当該雇用する労働者に対し、職場適応訓練または通算3か月を超える実習もしくは訓練を受講させた事業主																
	c 過去1年間に、当該雇用する労働者を雇用していた事業主と、資本的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある事業主																
	d 当該雇用する労働者と、助成金の交付を受けようとする者またはその役員が3親等内の親族(配偶者または3親等内の血族もしくは姻族)である事業主																
	e 当該雇用する労働者について、新たな雇用に係る経費を助成対象とする他の助成制度(助成制度の利用を目的とした求人を行った場合を含む。)の適用を受けている事業主																
	f 助成金の交付を受けようとする者またはその役員等が、暴力団または暴力団員と関係がある事業主																
	g 県税の滞納その他県に対する債務不履行がある等助成金の支給が適当でないと認められる事業主																
	h 労働基準法を遵守していない、営業に関して必要な許認可を取得していない等各種法令を遵守していない事業主																
	【過去にこの事業(令和2年度事業を含む。)を利用している場合】 I この事業により雇用した労働者を事業主都合による解雇(勧奨退職および事業縮小、賃金等の大幅な低下等による自己都合退職を含む。)をしたもの																

《申請・問合せ先》

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1
・電話：077-528-3767
・メール：fe0004@pref.shiga.lg.jp
[問合せは、9時から17時まで]

(土日、祝日および年末年始(12月29日～1月3日)は除く。)

※郵送の際は、必要に応じて受領の記録が残る方法で送付ください。

《人格のない社団等》

団体としての組織を備え、多数決の原則があり、構成員の変更にも関わらず団体そのものが存続し、組織として主要な点(代表の方法、総会の運営、財産の管理等)が確定しているもので、代表者または管理人が設置されているもの

※助成金の交付対象となる県内正規雇用労働者の要件は、裏面をご確認ください。

助成金の交付対象となる雇用労働者（県内正規雇用労働者）の要件

《助成金の交付対象となる雇用労働者》

助成金の交付対象となる雇用労働者および雇用の内容は、①の対象労働者を②の内容（形態）で雇用した場合。（これらの要件に満たして雇用された者を「県内正規雇用労働者」と言います。）

区 分	要 件		
①対象労働者の要件 ※(ア)、(イ)のいずれかに該当すること	(ア) 離職者等	令和2年4月16日以後に離職した者または採用を取り消された者で、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ✓感染症の影響に伴う解雇、会社等の倒産による失業等事業主都合による離職者 ✓感染症の影響による収入の減少等に伴い転職せざるを得なくなったことによる離職者 ✓感染症の影響により採用計画が見直されたこと等に伴い採用を取消された者 ✓その他感染症の影響によると認める離職者または採用を取り消された者 	県内に居住している者 または 県内の事業所に勤務していた者
	(イ) 就職困難者	令和2年4月16日から令和3年3月31日までの間に就職していない者であって、この期間中に次のいずれかに該当したもの <ul style="list-style-type: none"> ✓就職相談その他の就職支援サービスを利用したこと ✓企業等に対して、就職活動を行ったこと ※新卒者は対象外	県内に居住している者
②対象となる雇用内容の要件 ※(a)、(b)のいずれにも該当すること	(a) 雇用形態	次のいずれにも該当する形態で雇用されていること <ul style="list-style-type: none"> ✓直接雇用であること ✓期間の定めのない労働契約を締結していること ✓常勤（所定労働時間が週30時間以上のものに限る。）であること 	
	(b) 勤務場所	県内の事業所で勤務していること	

【交付申請書時の提出書類】

- ✓助成金交付申請書（別記様式第1号）
- ✓対象事業主および県内正規雇用労働者に関する申告書（別記様式第2号）
- ✓誓約書（別記様式第3号）
- ✓対象者に係る雇用契約書（労働条件の同意が分かる労働者の署名のある労働条件通知書）の写し
- ✓対象者に係る労働者名簿の写し
- ✓雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- ✓県税に関する誓約書兼調査に関する同意（別記様式第4号）または県税に未納がないことを証する書類
- ✓（法人）履歴事項全部（現在）証明書
- ✓（個人）税務署に届け出た開業届の写しと申請者の身分証明書
- ✓（団体）設置規約、過去3年間の事業報告・収支決算、令和3年度事業計画・収支予算および代表者の身分証明書
- ✓就業規則
- ✓役員名簿
- ✓口座振込依頼書（別記様式第5号）
- ✓通帳の写し等口座情報が分かる書類
- ✓過去にこの事業を利用している場合は、その時に雇用した労働者の現在の勤務実態が分かるもの

《助成金の申請から交付までの流れ》

①令和3年4月1日から同年6月30日までの間に県内正規雇用労働者として雇用

②「助成金交付申請書」を県へ提出（郵送）
 ・雇用日から起算して30日以内に提出してください。
 ●県での審査後、交付を決定する場合は「交付決定通知」を送付（交付しない決定を行った場合は「不交付決定通知」を送付）



県内正規雇用労働者として、雇用日から3か月経過（正規雇用労働者・県内勤務）

③「助成金実績報告書」を県へ提出（郵送）
 ・雇用日から起算して3か月経過した日以後30日以内に提出してください。
 ●県での審査後、問題がなければ「額の確定通知書」を送付



④県から「助成金」を交付（振込）

【実績報告時の提出書類】

- ✓助成金実績報告書（別記様式第10号）
- ✓県内正規雇用労働者に係る報告書（別記様式第11号）
- ✓勤務実態が確認できる書類（出勤簿の写し、勤務日数が分かる賃金台帳の写し等）
- ✓賃金の支出が確認できる書類（給与明細書または領収書の写し等）

■交付決定の取消し、助成金の返還

「助成金の交付要件に反している事実が認められたとき」、「偽りその他不正な行為によって支給を受け、または受けようとしたとき」、「その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認めたとき」のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消します。（既に交付されている場合は、全額を返還しなければなりません。）

✓交付要綱や申請書等の各種様式、記載例等は、滋賀県ホームページからダウンロードできます。

滋賀県>県民の方>しごと・産業・観光>しごと・雇用 - お知らせ・注意

[<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/314836.html>]

滋賀県早期再就職 助成金

検索

滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方等の再就職を支援するため、正規雇用労働者(正社員)として雇い入れる中小企業者等に対して、助成金を交付します。
(令和2年度事業から、一部要件を変更していますので、御注意ください。)

1次募集(令和3年4月~6月雇用)についても、7月29日(木)まで受け付けていますので、雇用日から起算して30日以内に申請してください。

《助成の対象となる雇用日》 *2次募集*

令和3年7月1日(木) ~ 令和3年9月30日(木)

※交付申請書は、雇用日から起算して30日以内に提出してください。

対象労働者の雇用1人につき
(1事業主につき、令和3年度中に5人まで)

60万円

助成金の交付対象者(対象事業主)の要件

区分	要件	中小企業者の範囲															
交付対象要件 ※いずれにも該当すること	ア 事業を営むものであって、次のいずれかに該当する事業主(県内に事業所を有しているものに限る。) ・中小企業者(個人事業主の場合、開業届を提出した者に限る。) ・会社以外の法人(社会福祉法人、一般社団法人、医療法人など) ・人格のない社団等(平成30年3月31日以前に設立された団体)	※(A)または(B)の要件を満たす企業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本または出資額(A)</th> <th>常時使用する労働者(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本または出資額(A)	常時使用する労働者(B)	小売業	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	その他の業種	3億円以下	300人以下
	業種	資本または出資額(A)	常時使用する労働者(B)														
	小売業	5,000万円以下	50人以下														
	サービス業	5,000万円以下	100人以下														
	卸売業	1億円以下	100人以下														
	その他の業種	3億円以下	300人以下														
イ 対象労働者(裏面参照)を次のいずれにも該当する形で雇用している事業主 ・雇用日が令和3年7月1日から同年9月30日までの間であること ・対象労働者を新たに県内正規雇用労働者(直接雇用され、期間の定めのない労働契約を締結し、常勤(所定労働時間が週30時間以上のもの)の者であって、県内の事業所に勤務するもの)として雇用 ・雇用日から3か月を超えて、県内正規雇用労働者として勤務させたこと																	
ウ 公共職業安定所(ハローワーク)に、雇用保険被保険者資格取得届を提出し、かつ、雇用保険被保険者資格取得等確認通知を受けている事業主																	
エ 雇用した労働者の資格の取得に関し、健康保険および厚生年金保険の届出を行った事業主(適用事業所でない事業主を除く。)																	
オ 当該雇用した労働者の労働に対する賃金(時間外手当、通勤手当等の各種手当を含む。)を、支払期日までに支払っている事業主																	
対象外要件 ※いずれにも該当しないこと	a 過去1年間に、当該雇用する労働者と雇用、請負、委任、出向または派遣の関係があった事業主																
	b 過去1年間に、当該雇用する労働者に対し、職場適応訓練または通算3か月を超える実習もしくは訓練を受講させた事業主																
	c 過去1年間に、当該雇用する労働者を雇用していた事業主と、資本的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある事業主																
	d 当該雇用する労働者と、助成金の交付を受けようとする者またはその役員が3親等内の親族(配偶者または3親等内の血族もしくは姻族)である事業主																
	e 当該雇用する労働者について、新たな雇用に係る経費を助成対象とする他の助成制度(助成制度の利用を目的とした求人を行った場合を含む。)の適用を受けている事業主																
	f 助成金の交付を受けようとする者またはその役員等が、暴力団または暴力団員と関係がある事業主																
	g 県税の滞納その他県に対する債務不履行がある等助成金の支給が適当でないと認められる事業主																
	h 労働基準法を遵守していない、営業に関して必要な許認可を取得していない等各種法令を遵守していない事業主																
	【過去にこの事業(令和2年度事業を含む。)を利用してする場合】 I この事業により雇用した労働者を事業主都合による解雇(勧奨退職および事業縮小、賃金等の大幅な低下等による自己都合退職を含む。)をした事業主																

《申請・問合せ先》

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1
・電話：077-528-3767
・メール：fe0004@pref.shiga.lg.jp
[問合せは、9時から17時まで]

(土日、祝日および年末年始(12月29日~1月3日)は除く。)

※郵送の際は、必要に応じて受領の記録が残る方法で送付ください。

《人格のない社団等》

団体としての組織を備え、多数決の原則があり、構成員の変更にも関わらず団体そのものが存続し、組織として主要な点(代表の方法、総会の運営、財産の管理等)が確定しているもので、代表者または管理人が設置されているもの

※助成金の交付対象となる県内正規雇用労働者の要件は、裏面をご確認ください。

助成金の交付対象となる雇用労働者（県内正規雇用労働者）の要件

《助成金の交付対象となる雇用労働者》

助成金の交付対象となる雇用労働者および雇用の内容は、①の対象労働者を②の内容（形態）で雇用した場合。（これらの要件を満たして雇用された者を「県内正規雇用労働者」と言います。）

区 分	要 件		
①対象労働者の要件 ※(ア)、(イ)のいずれかに該当すること	(ア) 離職者等	令和2年4月16日以後に離職した者または採用を取り消された者で、次のいずれかに該当する者 ✓感染症の影響に伴う解雇、会社等の倒産による失業等事業主都合による離職者 ✓感染症の影響による収入の減少等に伴い転職せざるを得なくなったことによる離職者 ✓感染症の影響により採用計画が見直されたこと等に伴い採用を取消された者 ✓その他感染症の影響によると認める離職者または採用を取り消された者	県内に居住している者 または 県内の事業所に勤務していた者
	(イ) 就職困難者	令和2年4月16日から令和3年6月30日までの間に就職していない者であって、この期間中に次のいずれかに該当した者 ✓就職相談その他の就職支援サービスを利用したこと ✓企業等に対して、就職活動を行ったこと ※新卒者は対象外	県内に居住している者
②対象となる雇用内容の要件 ※(a)、(b)のいずれにも該当すること	(a) 雇用形態	次のいずれにも該当する形態で雇用されていること ✓直接雇用であること ✓期間の定めのない労働契約を締結していること ✓常勤（所定労働時間が週30時間以上のものに限る。）であること	
	(b) 勤務場所	県内の事業所で勤務していること	

【交付申請時の提出書類】

- ✓助成金交付申請書（別記様式第1号）
- ✓対象事業主および県内正規雇用労働者に関する申告書（別記様式第2号）
- ✓誓約書（別記様式第3号）
- ✓対象者に係る雇用契約書（労働条件の同意が分かる労働者の署名のある労働条件通知書）の写し
- ✓対象者に係る労働者名簿の写し
- ✓雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- ✓県税に関する誓約書兼調査に関する同意書（別記様式第4号）または県税に未納がないことを証する書類（申請日から3か月以内に発行されたもの）
- ✓（法人）履歴事項全部（現在）証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）
- ✓（個人）税務署に届け出た開業届の写しと申請者の身分証明書
- ✓（団体）設置規約、過去3年間の事業報告・収支決算、令和3年度事業計画・収支予算および代表者の身分証明書
- ✓就業規則
- ✓役員名簿
- ✓口座振込依頼書（別記様式第5号）
- ✓通帳の写し等口座情報が分かる書類
- ✓過去にこの事業を利用している場合は、その時に雇用した労働者の現在の勤務実態が分かるもの

《助成金の申請から交付までの流れ》

①令和3年7月1日から同年9月30日までの間に県内正規雇用労働者として雇用

②「助成金交付申請書」を県へ提出（郵送）
・雇用日から起算して30日以内に提出してください。
●県での審査後、交付を決定する場合は「交付決定通知」を送付（交付しない決定を行った場合は「不交付決定通知」を送付）



県内正規雇用労働者として、雇用日から3か月经過（正規雇用労働者・県内勤務）

③「助成金実績報告書」を県へ提出（郵送）
・雇用日から起算して3か月经過した日以後30日以内に提出してください。
●県での審査後、問題がなければ「額の確定通知書」を送付



④県から「助成金」を交付（振込）

【実績報告時の提出書類】

- ✓助成金実績報告書（別記様式第10号）
- ✓県内正規雇用労働者に係る報告書（別記様式第11号）
- ✓勤務実態が確認できる書類（出勤簿の写し、勤務日数が分かる賃金台帳の写し等）
- ✓賃金の支出が確認できる書類（給与明細書または領収書の写し等）

■交付決定の取り消し、助成金の返還

「助成金の交付要件に反している事実が認められたとき」、「偽りその他不正な行為によって支給を受け、または受けようとしたとき」、「その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認められたとき」のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消します。（既に交付されている場合は、全額を返還しなければなりません。）

✓交付要綱や申請書等の各種様式、記載例等は、滋賀県ホームページからダウンロードできます。

滋賀県>県民の方>しごと・産業・観光>しごと・雇用 - お知らせ・注意

[<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/319006.html>]

滋賀県早期再就職 助成金

検索

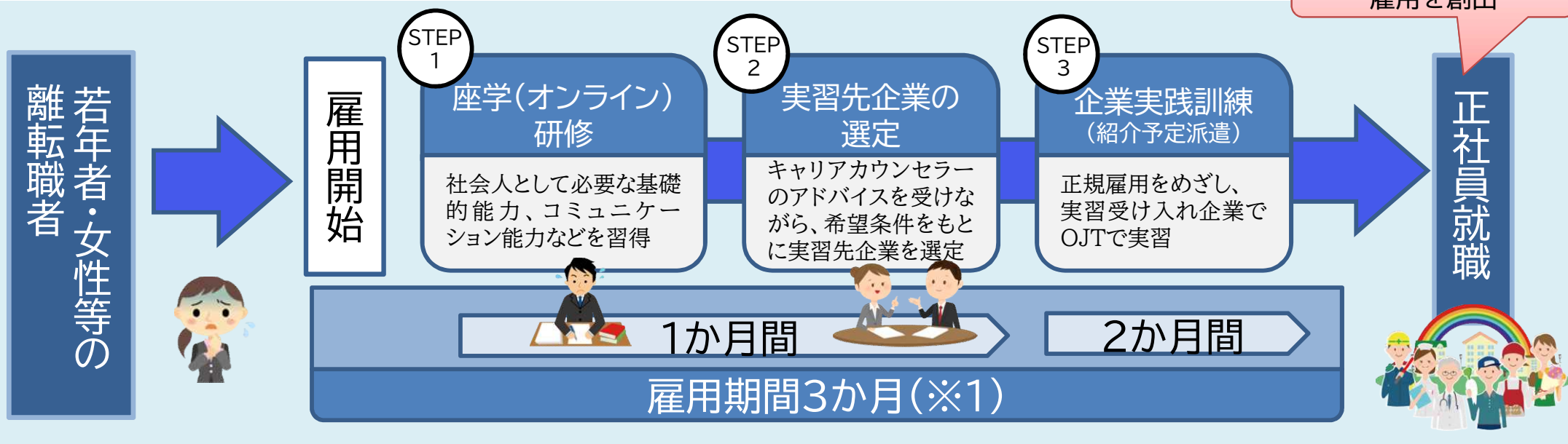
離職者雇用型職業訓練推進事業

商工観光労働部労働雇用政策課
予算額:146,000千円

事業概要

新型コロナウイルスの影響を受け、解雇・雇い止め等の理由により離職した者を一定期間雇用し、研修と派遣制度を活用した企業実習を組み合わせた雇用型職業訓練を実施するとともに、訓練終了後の実習先での正規雇用を支援する業務を委託する。

120名(60名×2回)の雇用を創出



※1 業務委託をする有料職業紹介事業および一般労働者派遣事業の許可を受けている(株)スタッフサービスで雇用

コース	対象	定員	人材育成/就職支援研修の主な内容	備考
キャリアチャレンジコース	社会経験のある者	25名×2回	自己分析、意識改革、自主的なスキルアップ等	
キャリアアップコース	社会経験のないまたは少ない者	25名×2回	社会人としての自覚、ビジネスマナー等	
時間フレキシブルコース	子育てや介護のため、時間的な制約がある者	10名×2回	課題の受け止め、キャリア形成、仕事の進め方等	託児サービス枠を設定(※2)

企業実習

実習先は製造業、小売業、福祉、農業を始めとする人手不足の中小企業等受講者の希望と受け入れ企業との丁寧なマッチングを図り、実習後の安定した雇用につなげる。

※2 就学前の児童を保育する必要がある、職業訓練の受講が困難な女性向けに定員の半数(5名)の託児枠を設定
託児サービス利用の経費を負担し、受講しやすい環境を提供(受講者の居住地や訓練施設周辺等の一時預かり事業のある保育所や認可外保育施設等の託児サービスの利用を想定)

コロナに負けるな!

応援ウィーク

お仕事探し

コロナ禍の厳しい雇用環境の中、就職活動を行う求職者を対象に
その就職活動を応援するため、特設WEBサイトの公開や合同企業面接会を開催します。

応援ウィーク特設WEBサイト*



応援ウィーク
特設WEBサイトはこちらから
参加企業は順次公開

マッチング面接会に参加する
企業情報をチェックできます!

そのほか

コロナ禍の相談窓口のご案内
など、お仕事探しに役立つ情報も掲載!

お仕事探し応援動画配信

マッチング就職面接会

参加無料

服装自由

無料託児サービスあり
(定員あり、予約優先)

参加企業の詳細は特設WEBサイトでチェック

彦根会場

6月11日(金)

定員
各40名

	開場	受付終了
①	10:30~12:00	11:30
②	13:00~14:30	14:00

※開場15分前より受付開始

参加事業所
約10社

会場 **ビバシティホール**
(彦根市竹ヶ鼻町43-1 ビバシティ彦根2階)

草津会場

6月25日(金)

定員
各50名

	開場	受付終了
①	10:30~12:00	11:30
②	13:00~14:30	14:00

※開場15分前より受付開始

参加事業所
約15社

会場 **草津市立市民交流プラザ**
(草津市野路一丁目15番5号 フェリエ南草津5階)

対象者 コロナ禍で就職活動を行う求職者等

持ち物

筆記用具、ハローワークカード(お持ちの方)、
履歴書(会社説明のみをご希望の場合は不要)

相談ブースも設置

詳細は裏面をご確認ください

相談や情報提供を
行います!

- マザーズジョブステーションブース
- 母子家庭等就業・自立支援センターブース
- 介護・福祉人材センターブース
- 職業訓練相談ブース
- 新規就農・雇用就農相談ブース

申込方法

面接会への参加は特設WEBサイトから申込可能 事前申込制(当日参加可)

※当日参加は定員を超えますと入場制限をさせていただきます ※特設WEBサイトからの事前申込は開催前日まで
※事前にハローワークの求職者登録をされていると当日の受付がスムーズです

お問い合わせ先

株式会社アイシーエル(委託事業者) Tel:075-708-7886
京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町680-1 第八長谷ビル10F



マッチング就職面接会 相談ブース詳細

マザーズジョブステーションブース

- お仕事に関する悩みを専門のキャリアカウンセラーがアドバイス
- 履歴書添削や面接の受け方のアドバイスも受けられます

介護・福祉人材センターブース

- 介護や福祉に関するお仕事探しの相談や各種イベント情報の案内等

新規就農・雇用就農相談ブース

- 農業に関する求人情報の紹介や就農に関する相談等

母子家庭等就業・自立支援センターブース

- ひとり親の方の再就職、転職、訓練、講習会など就業に関する相談や情報提供等

職業訓練相談ブース

- 求職者支援訓練等の公的職業訓練の制度説明や現在募集中のコース情報の案内等

面接会の前にチェック！

滋賀マザーズジョブステーションの キャリアカウンセラーによる動画セミナー

求人票の見方

履歴書作成・面接のポイント



その他、
お仕事探しに役立つ
動画を多数ご用意！

また、コロナ禍の影響等により抱える不安や悩みの相談窓口も掲載

詳しくは、特設WEBサイトへ



会場案内

彦根会場

ビバシティホール

(彦根市竹ヶ鼻町43-1 ビバシティ彦根2階)
Tel:0749-27-5555



アクセス

JR東海道本線「南彦根駅 東口」下車 徒歩3分
※駐車場あり(無料)

草津会場

草津市立市民交流プラザ

(草津市野路一丁目15番5号 フェリエ南草津5階)
Tel:077-567-2355



アクセス

JR琵琶湖線南草津駅東口 徒歩2分
※駐車場あり(4時間無料)

新型コロナウイルス 感染拡大防止について

マスクの着用および受付での検温にご協力をお願いします。
発熱や咳等の風邪症状のある方は入場をお断りさせていただく場合がございます。
滋賀県内の感染発生状況によっては実施を見送る場合がございますので、ご了承ください。

保活や再就職に向けたイベントを集中的に実施する「保活直前！お仕事探し応援ウィーク」は今年の8月末～9月頃に実施を予定しています。(9月内定、翌年4月採用企業の合同面接会等)

短時間・週数日・兼業副業OKなど
自分に合った働き方をしたい方向けの、**合同企業説明会**

私の暮らしに

参加無料

託児無料

ノースーツ

フィットする 働き方 展

働きたい気持ちはあるけど、
フルタイム勤務はいろんな事情があって難しい。
限られた時間や場所で、これまでの経験や
スキルも活かせるような仕事ってあるかな…？

そんな方に向けた、合同企業説明会を開催します！
幅広い働き方を応援している企業が、
滋賀県内から80社集結。
あなたの暮らしにフィットする働き方を
相談してみませんか？

対象者

短時間、週数日、
兼業副業OKなど
自分に合った働き方を
したい方
(※学生不可)

2021年

湖西・湖南エリアの企業が合計44社

湖東・湖北エリアの企業が合計36社

11/2 火

11/17 水

草津会場 | クサツエストピアホテル
(JR草津駅から徒歩5分 駐車場有)

彦根会場 | マリアージュ彦根
(JR彦根駅から徒歩5分 駐車場有)

社会人・既卒向け合同企業説明会 (事前予約制)

午前・午後入れ替え制 (各会場・各回で出展企業が異なります！)

午前部 10:00-12:30 / 午後部 13:30-16:00 (両日共/入替制)

フィットする働き方展



詳しくは公式HPへ!



私の暮らしに合う働き方を探そう！

企業情報を確認！



公式サイトには
出展企業情報がずらり。
どんな企業がでるか
事前に見ておこう！

会場で話そう！



企業担当者さんから
会社について聞こう！
働き方の相談ができる
企業が集まっています。

気になる企業に行こう！



ブースで見学・面談に
お申し込みOK。
後日、見学に行って
生の声を聞こう！

がんばった自分へのご褒美！
シールラリー

安心して参加できる！
無料託児

※先着10名 ※6ヶ月以上対象



企業さんとたくさん話して
プレゼントをもらおう！



お申し込み方法

STEP1 公式LINEを友達登録！（右記QR）

STEP2 4つの内容をメッセージで送ろう！

- ① お名前（フリガナ）
- ② 連絡先（携帯番号）
- ③ 参加予定の回（A 草津午前・B 草津午後・C 彦根午前・D 彦根午後）
- ④ 託児の有無

複数選択OK！

公式LINE
登録してね！



LINE ID▶@596sznlo

STEP3 事務局よりLINEに返信が来たら登録完了！

※託児は先着10名となります。
※メールからお申し込み可能です。下記まで①～④の内容を添えてご連絡ください。
(事務局：event@shigajobpark.jp)

新型コロナウイルス感染症対策について

厚生労働省のガイドラインを参考に对应いたします。
当日体調の優れない方は参加をお控えください。
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
延期・中止・開催方法の変更・人数制限を行う場合がございます。



手洗い徹底



会場に消毒あり



「3密」回避



会場内検温実施



マスク着用必須

詳しくは公式HPへ！

フィットする働き方展





事業の継続が難しい…

収入減で生活が苦しい…

家賃の支払いが苦しい…

休業中の賃金が支払われない…

新型コロナのお悩み

相談窓口

お電話ください

相談
無料

新型コロナウイルス感染症対策にかかる

各種支援策のワンストップ相談窓口 (滋賀県行政書士会) \ コロナゼロ /

☎ 077-525-5670

利用時間：9:00～17:00 (土日・祝日を除く)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた
県民や事業者のみなさまのご相談に、**行政書士**が対応します。
お困りごとがあれば、何でもご相談ください。

ご相談の流れ

電話相談
(無料)

必要に
応じて

訪問支援
(無料)

- 行政書士がご相談をお聞きしながら、国・県・市町の各種補助金、給付金など、さまざまな支援策をご案内します。
- 電話相談では、相談内容を踏まえ、必要に応じて訪問支援の調整も行います。
- 支援等の申請手続きの具体的な方法や必要書類・問い合わせ先をアドバイスします。

※ 本事業は支援施策等の案内やアドバイスを行うものであり、書類の作成や申請等の代行を行うものではありません。

各種相談窓口一覧

どこへ相談したらいいかわからない場合は、各種支援策のワンストップ相談窓口 ☎077-525-5670 までお電話ください。

令和2年12月25日現在

受診に関すること (受診・相談センター)	大津市にお住まいの方	077-526-5411	毎日 24時間
	大津市以外にお住まいの方	077-528-3621	毎日 24時間
その他新型コロナウイルス 感染症に関すること (一般電話相談窓口)	大津市にお住まいの方	077-522-7228	平日 9:00~17:00
	大津市以外にお住まいの方	077-528-3637	毎日 8:30~17:15
感染拡大防止に関すること (もしサポ滋賀、イベント開催等)	滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター	077-528-1344	平日 9:00~17:00
人権相談に関すること	新型コロナ人権相談ほっとライン (人権侵害を受けた方専用の相談窓口)	077-523-7700 (電話・FAX)	月・火・水・金 10:00~12:00 13:00~16:00 (祝日を除く)
	(公財)滋賀県人権センター 人権相談室	077-527-3885 (電話・FAX)	月・火・水・金 10:00~12:00 13:00~16:00 (祝日を除く)
	大津地方方法務局人権擁護課	0570-003-110 (全国共通) ※最寄りの法務局または支局に つながります。	平日 8:30~17:15
ひとり親家庭福祉に関すること	県庁 子ども・青少年局家庭支援推進室	077-528-3554	平日 8:30~17:15
	滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター	077-526-8801	平日、第1・3土曜日 9:00~17:00
障害者施策に関すること	県庁 障害福祉課	077-528-3541	平日 8:30~17:15
障害者の皆さんの困りごとに関すること	県庁 障害福祉課	☎電話 077-521-1175 ☒ファックス 077-528-4853 ✉メール ec0006@pref.shiga.lg.jp	平日 9:00~17:00
こころの悩みに関すること	精神保健福祉センター	077-567-5010	平日 9:00~16:00
眠れない、生きていることがつ らい、しんどいという方の相談	滋賀県自殺予防電話相談	077-566-4326	毎日 9:00~21:00
	滋賀いのちの電話	077-553-7387	金~日 10:00~22:00
子どもを守る虐待ホットライン	中央子ども家庭相談センター	077-562-8996	毎日 24時間
児童相談所虐待対応ダイヤル	各子ども家庭相談センター (中央、彦根、大津・高島)	(局番なし)189	毎日 24時間
子どもや子育ての悩みの相談	滋賀県子ども・子育て応援センター [こころなだいやる]	077-524-2030	毎日 9:00~21:00
DVIに関すること	中央子ども家庭相談センター(女性専用)	077-564-7867	毎日 8:30~22:00
	彦根子ども家庭相談センター(女性専用)	0749-24-3741	平日 8:30~17:15
	県立男女共同参画センター (夫婦・家族、離婚などの悩みを含む)	0748-37-8739	火・水・金~日 9:00~12:00、13:00~17:00 木 9:00~12:00、17:00~20:30 (月、祝日の翌日等を除く)
妊婦向け相談窓口	子育て・女性健康支援センター ※無症状の分娩前妊婦向けウイルス検査については、 かかりつけ産科医療機関にご相談ください。	077-553-3931	平日 10:00~16:00
消費生活相談に関すること	県消費生活センター 各市町消費生活相談窓口 国民生活センター	(局番なし)188 または 県消費生活センター 0749-23-0999	県消費生活センター 月~土 9:15~16:00 (祝日を除く)
事業者向け相談窓口	経済産業省 中小企業金融相談窓口	0570-783183	平日・土日祝日 9:00~19:00
	滋賀県よろず支援拠点	077-511-1425	平日 9:00~17:45
労働相談窓口	滋賀労働局 雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー	077-522-6648	平日 8:30~17:15
	滋賀県労働相談所	0120-967-164 077-511-1402	平日 10:00~17:00 (12:30~13:30除く)
	県庁 労働雇用政策課	080-1514-0051	平日 8:30~17:15
	滋賀県造林公社(林業労働力確保支援センター) ※林業に関すること	077-522-0307	平日 8:30~17:15
大学生・若者・就職氷河期世代、 シニア、子育て期の女性など、 それぞれの立場に応じた就労相談	しがジョブパーク	077-563-0301	月~土 9:00~17:00 (祝日を除く)
	シニアジョブステーション滋賀	077-521-5421	平日 8:30~17:00 (祝日を除く)
	滋賀マザーズジョブステーション	(近江八幡) 0748-36-1831 (草津駅前) 077-598-1480	(近江八幡) 火~日 9:00~17:00 [月、祝日の翌日等を除く] (草津駅前) 平日 9:00~17:00 [土、日、祝日を除く]
	滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター	0748-37-5088	火~日 9:00~17:00 [月、祝日の翌日等を除く]
外国語での相談	しが外国人相談センター	でんわ ☎電話 077-523-5646 ☒ファックス 077-510-0601 ✉メール mimitaro@s-i-a.or.jp	げつ~きんようび 10:00~17:00 月~金曜日 10:00~17:00 ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ 語、ベトナム語を含む12言語で対応
県税に関すること (最寄りの県税事務所へ お問い合わせください。)	西部県税事務所 西部県税事務所高島納税課 南部県税事務所 中部県税事務所 中部県税事務所甲賀納税課 東北部県税事務所 東北部県税事務所湖東納税課 自動車税事務所	077-522-9802 0740-25-8012 077-567-5406 0748-22-7707 0748-63-6106 0749-65-6606 0749-27-2206 077-585-7288	平日 8:30~17:15
文化芸術活動に関すること	文化芸術公演支援事業 事務局 (公益財団法人びわ湖芸術文化財団 内)	077-523-7133	9:00~12:00 13:00~17:00 (毎週火曜日を除く)

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金 【緊急枠】

緊急事態宣言の再発令により影響を受けた県内中小企業等を対象として、売上確保のために行う緊急的な取組に必要な経費の支援および国の一時支援金への上乗せを実施します。

	売上確保支援(補助金)	一時支援金の上乗せ(給付金)
受付期間	令和3年3月下旬から(予定)	令和3年4月上旬から(予定)
対象者	飲食店、飲食関連事業を中心とした県内中小企業等のみなさま (売上 2019 年または 2020 年同月比 30% 以上減を対象)	一時支援金(国)を受給した県内中小企業等のみなさま
対象事業	売上確保のために実施する販路開拓等の取組に必要な経費 (令和3年1月1日(金)以降の取組が対象)	—
補助限度額	50万円 ※補助金申請下限額は20万円	・ 10 万円(一次支援金(国)を受給) ・ 20 万円(一次支援金(国)の受給に加え、家賃(月額)30 万円以上支払い(家賃支援給付金(国)で確認)
補助率	9/10以内	10/10
例えばこんな取組に使えます	<ul style="list-style-type: none"> ◆ テイクアウトやデリバリーを始めるに際して必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ テイクアウト用購入備品費 ・ 配達用のバイク ・ テイクアウト用メニューを開発するに際して必要な経費 ・ EC サイト出展に際して必要な経費 ◆ 新商品開発に向けた、商品パッケージやロゴのデザイン経費 ◆ 事業について、PR するためのチラシやDM、SNS の広告経費 ◆ 対面での感染症対策に資する経費 	—

※ 記載内容は現在検討中のもので、詳細については、予算成立後ホームページ等でご案内します。

<お問い合わせ先>

滋賀県商工観光労働部商工政策課企画・イノベーション推進係

〒520-8577 大津市京町4-1-1(県庁東館3階)、TEL: 077-528-3723

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】 第2期

緊急事態宣言の再発令等により影響を受けた県内中小企業等を対象として、売上確保のために行う緊急的な取組に必要な経費の支援(A)および国の一時支援金(B)への上乗せを実施しているところですが、A:売上確保支援(補助金)を第2期として、新たに申請受付を行います。

	A：売上確保支援（補助金）第2期	B：国の一時支援金への上乗せ（給付金）
受付期間	(1) オンライン申請 令和3年5月1日(土)～5月31日(月)まで (2) 郵送申請 令和3年5月1日(土)～5月24日(月)まで(消印有効)	令和3年4月5日(月)から9月下旬まで (※) 国の一時支援金の給付状況により、変動する可能性があります。
対象者	飲食店、飲食関連事業を中心として、緊急事態宣言の再発令等により影響を受けた県内中小企業等のみなさま (※)詳細は裏面に掲載 (売上 2019 年または 2020 年同月比 30%以上減を対象)	一時支援金(国)を受給した県内中小企業等のみなさま
対象事業	売上確保のために実施する販路開拓等の取組に必要な経費 (※)詳細は裏面に掲載 (令和3年4月1日(木)から10月31日(日)までの取組が対象)	-
補助限度額	50万円 (下限 20 万円)	10 万円 (20万円(※)) (※) 家賃(月額)30 万円以上支払っていることが確認(国の家賃支援給付金で確認)できる事業者については 20 万円給付
補助率	9/10以内	定額

A:売上確保支援(補助金)の第1期、第2期およびB:国の一時支援金への上乗せ(給付金)は、いずれか1つしか申請できません。

B:国の一時支援金への上乗せ(給付金)については、変更はありません。

申請ページ : <https://shiga-kinkyushien.com/>

<お問い合わせ先>

滋賀県経営力強化支援コールセンター

開設時間/平日 9:00~17:00 TEL: 0570-087-770

※5月1日(土)~5月5日(水)はお休みとなります。

注意:実際に購入されたことが分かる領収書、レシート等が必要となりますので、捨てずに保管しておいてください。

<ご参考> A：売上確保支援（補助金）第2期

◇ 対象者

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】補助金の補助対象者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、2021年1月13日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業または不要不急の外出・移動の自粛により、2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月、3月または4月の売上が30%以上減少しており、県内に事務所または事業所を有する事業者で次の要件のいずれかを満たす者

(1) 2021年1月14日以前に開業しており、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者または大企業

(2) 特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等

※ 暴力団、宗教法人、政治団体、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、公共法人、事業を営まない法人格のある自治会等は補助対象事業者に該当しない。

<参考:対象となる業種>

農業・林業・水産業、建設業、製造業、小売業、卸売業、金融業、保険業、不動産業、運輸業、サービス業、飲食業、美容・美容業、宿泊業、電気・ガス・水道業、その他

◇ 補助事業

売上確保のために実施する販路開拓等に関する事業

<補助対象となり得る取組事例>

◆ テイクアウトやデリバリーに要する経費

- ・ テイクアウト用購入備品費
- ・ 配達用のバイク
- ・ テイクアウト用メニューを開発するに際して必要な経費
- ・ EC サイト出展に際して必要な経費

◆ 新商品開発に要する経費や新業態への進出に要する経費

◆ 事業について、PR するためのチラシや DM、SNS の広告経費

◆ 対面での感染症対策に資する経費

※「みんなでつくる滋賀県安心・安全店舗認証制度」の認証取得のための経費にもご活用いただけます。

◇ A：売上確保支援（補助金）第1期と第2期の変更点

A：補助対象期間のみ変更

B：変更なし

	A：売上確保支援（補助金）第1期	A：売上確保支援（補助金）第2期	B：国の一時支援金への上乗せ（給付金）
受付期間	(1) オンライン申請 令和3年3月26日（金）～4月30日（金） (2) 郵送申請（消印有効） 令和3年4月5日（月）～4月23日（金）	(1) オンライン申請 令和3年5月1日（土）～5月31日（月） (2) 郵送申請（消印有効） 令和3年5月1日（土）～5月24日（月）	令和3年4月5日（月）から9月下旬まで （※）国の一時支援金の給付状況により、変動する可能性があります。
対象者	飲食店、飲食関連事業を中心として、緊急事態宣言等の再発令により影響を受けた県内中小企業等のみなさま （売上2019年または2020年同月比30%以上減を対象）		一時支援金（国）を受給した県内中小企業等のみなさま
対象事業	売上確保のために実施する販路開拓等の取組に必要な経費		-
補助対象期間	令和3年1月1日（金）～10月31日（日）までの取組が対象	令和3年4月1日（木）～10月31日（日）までの取組が対象	-
補助限度額	50万円（下限20万円）		10万円（20万円（※）） （※）家賃（月額）30万円以上支払っていることが確認（国の家賃支援給付金で確認）できる事業者については20万円給付
補助率	9/10以内		定額

変更点

注1) A：第1期またはBに申請された方は、A：第2期への申請はできません。

注2) Aについてオンライン申請の場合、I DとP Wの登録が4月に完了していても、事業計画等の申請完了が5月1日以降ですと、第2期としての申請になります。

注3) コールセンターの番号、申請方法に変更はございません。

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【通常枠】

県内中小企業等を対象として、新型コロナウイルス感染症収束後も見据えた事業者による新たな取組に必要な経費の支援を実施します。

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金	
受付期間	(1) オンライン申請 令和3年 6月21日(月)～8月31日(火)まで (2) 郵送申請 令和3年 6月21日(月)～8月24日(火)まで(消印有効)
対象者	滋賀県内に事務所または事業所を有する中小企業者等のみなさま
対象事業	①新たな販路開拓、②人材育成・確保、③働き方改革・職場環境改善、④デジタルトランスフォーメーション、⑤CO ₂ ネットゼロ、⑥対面での感染症対策 (6月1日(火)から12月31日(金)までの取組が対象)
補助限度額	50万円 (下限 10万円)
補助率	<u>2/3 以内</u> ただし、2021年5月、6月、7月のいずれかの売上が2019年または2020年同月比50%以上減少している事業者は、 <u>3/4 以内</u>

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】との重複申請はできません。

<参考:対象となる業種>

農業・林業・水産業、建設業、製造業、小売業、卸売業、金融業、保険業、不動産業、運輸業、サービス業、飲食業、理容・美容業、宿泊業、電気・ガス・水道業、その他

◇ 補助対象経費

事業費	謝金、旅費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、通信運搬費、資料購入費、備品購入費、試作費、受講料、借損料、出展料、デジタル関連費、委託料、対面での感染症対策用資機材等
-----	---

※1 補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限る。

※2 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とする。

※3 補助金交付額は、千円未満を切り捨てる。

申請ページ : <https://shiga-tsujoshien.com>

<お問い合わせ先>

滋賀県経営力強化支援コールセンター

開設時間/平日 9:00~17:00

TEL: 0570-087-770

趣旨・目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、県内中小企業・小規模事業者の実情を熟知する商工団体等が、地域の事業者を応援するために行う様々な取組に要する経費を支援することにより、県内事業者および地域経済の活性化を促進する。

概要

補助対象者

商工会連合会(商工会含む)、商工会議所、中小企業団体中央会(事業協同組合、商店街振興組合等の組合を含む)

補助額

定額
(予算内で各団体申請金額により調整)

予算額

185,000千円

補助事業期間

交付決定日から令和5年2月末日まで

事業詳細

商工団体等が実施する、地域の事業者を応援する取組に係る経費について、定額を補助する。

(補助対象事業の例)

- ・オンライン商談会に備えたWEBセミナーの開催
- ・飲食店支援のためのホームページ改修
- ・地域内事業者を応援するクラウドファンディングの実施
- ・地域製品の販売促進会の開催 等



資料提供

提供年月日：令和3年(2021年)4月9日

部 局 名：商工観光労働部

所 属 名：中小企業支援課

係 名：商業支援係

担当者名：陌間、小河

連絡先(内線)：077-528-3731 (3731)

Mail：fb00@pref.shiga.lg.jp



「滋賀県版 BCP モデル」と「策定の手引き」の作成について

県では、県内中小企業の BCP（事業継続計画）策定を推進するために、新型コロナウイルス等の感染症拡大を想定し、かつ、発生リスクの高い自然災害等のリスクにも備えるため、本県の地理的特徴や産業構造などを考慮した「滋賀県版 BCP モデル」（BCP 策定のひな形）および「策定の手引き」を作成し、県ホームページにて公開いたしました。

これらを活用していただくことで、県内の中小企業、小規模事業者の皆様には BCP の取組みの第一歩としていただきたいと思います。

BCP（事業継続計画）とは

BCP（Business Continuity Plan）とは、企業等が緊急非常事態（自然災害、大火災、感染症等）に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や、当該緊急非常時における事業継続のための方法、手段などをあらかじめ決めておく計画のことです。

●滋賀県版 BCP モデル(BCP 策定のひな形)

- ・ 専門的な知識がなくても、記入例と手引きを参照して BCP が策定できます。
- ・ 業種別にシートが分かれています。（建設業、製造業、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス業、その他汎用版）
- ・ 地震・風水害・感染症の3区分に分かれており、それぞれの対応の違いが明確にできます。
- ・ BCP 策定前後の体制整備にも対応できます。

●掲載場所(滋賀県ホームページ)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyou/17922.html>



毎週
木曜日

新メニュー追加!



県庁前に

キッチンカー

が出店します!

4月

8日、15日、22日、28日(水)

5月

13日、20日、27日

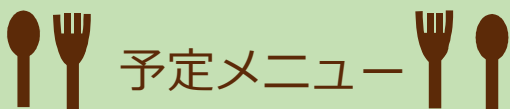
6月

3日、10日、17日、24日

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、
売上減少などの影響を受けている飲食店等を支援するため、
県庁正面玄関前にキッチンカー等の出店場所を設置します。

11時00分～13時30分

※ マイカップ・マイ箸、レジ袋等の持参に御協力ください。
※ 会場内での飲食はご遠慮ください。
(テイクアウトのみ)



予定メニュー

- ・おにぎり
- ・カレーライス
- ・からあげ
- ・ホットドッグ
- ・タコス
- ・クレープ
- ・クロッフル
- ・たい焼き
- ・牛ハラミ丼
- ・近江牛焼肉弁当
- ・巻き寿司
- ・やきそば
- ・ピザ
- ・フライドポテト
- ・手羽先餃子
- ・ケバブ
- ・揚げパン
- ・揚げポテト
- ・チュロス
- ・近江牛焼肉重
- ・麻婆丼

など

会場：県庁本館正面玄関前



Shiga Kitchen car support Project Skip

滋賀県キッチンカー等応援プロジェクト

👉 出店スケジュールは裏面をご覧ください

滋賀県キッチンカー等応援プロジェクト

出店予定者一覧

※ 出店者・メニューは変更となる場合がございます。

4月8日(木)

teraitei : 飾り巻き寿司
 蔵尾ポークしゃぶしゃぶ直営店 : しゃぶしゃぶ豚重、カツ重等
 BIWKO DAUGHTERS : 琵琶マスサンド、マキマキバーガー等
 Tommy Blue café : クレープ、クロッフル
 Salice(サリチェ) : ピザ(マルゲリータ、サラミ、赤こん等)
 からあげ専門店カリッジュ : 骨なしからあげ

4月15日(木)

ウエノダイスケ商事 : 海苔弁当スペシャル、うなぎ丼
 SG-Park いまめだ : 弁当
 malibu pizzeria&café : ロコモコ、ステーキ丼
 Café Once : タコス、クレープ
 からあげ専門店カリッジュ : 骨なしからあげ
 もりもりどっく : ホットドッグ、ドリンク

4月22日(木)

野洲のおっさんおにぎり食堂 : おにぎり、みそ汁、甘酒ラテ等
 近江牛と近江野菜グリル漣: 近江牛ステーキ弁当、サンドイッチ等
 多国籍鉄板屋台 MONKAZI : チキンケバブ、タコライス等
 中津からあげ専門店吉吾 : からあげ
 サニーズ京滋店 : クレープ、ハニーレモンドリンク等
 甲賀米粉たい焼き : 米粉たい焼き、よもぎあんもち

4月28日(水)

ファーマーズマーケット おうみんち : 弁当、カレーライス
 MOGO MOGO : 弁当、やきそば
 malibu pizzeria&café : ロコモコ、ステーキ丼
 中津からあげ専門店吉吾 : からあげ
 Barong(ぼてとのひみつ) : 創作揚げポテト、オーガニック飲料等
 LRcoffee: コーヒー、ほうじ茶ラテ、ホットドッグ、えびアボカドサンド等

5月13日(木)

近江牛OKAKI ビエラ大津店 : 近江牛焼肉重、牛すじ弁当等
 SG-Park いまめだ : 弁当
 一休庵: 一休庵豆腐の麻婆丼、豆腐パウンドケーキ、豆腐プリン等
 Tommy Blue café : クレープ、クロッフル
 Salice(サリチェ) : ピザ(マルゲリータ、サラミ、赤こん等)
 kanasan : あげぱん、ジンジャーエール、アップルエール等

5月20日(木)

からあげ専門店 橘屋 : からあげ弁当、牛ハラミ丼、サンドイッチ等
 淡海料理Tovin : 近江地鶏・地物野菜・湖魚弁当、プリン
 BIWKO DAUGHTERS : 琵琶マスサンド、マキマキバーガー等
 Salice(サリチェ) : ピザ(マルゲリータ、サラミ、赤こん等)
 Café Once : タコス、クレープ
 甲賀米粉たい焼き : 米粉たい焼き、よもぎあんもち

5月27日(木)

焼肉あきすえ : 焼肉丼、焼肉弁当、カレーライス
 一休庵: 一休庵豆腐の麻婆丼、豆腐パウンドケーキ、豆腐プリン等
 あみ定 : カレーライス2種、太巻き寿司弁当
 サニーズ京滋店 : クレープ、ハニーレモンドリンク等
 LRcoffee: コーヒー、ほうじ茶ラテ、ホットドッグ、えびアボカドサンド等
 もりもりどっく : ホットドッグ、ドリンク

6月3日(木)

近江牛OKAKI ビエラ大津店 : 近江牛焼肉重、牛すじ弁当等
 teraitei : 飾り巻き寿司
 ウエノダイスケ商事 : 海苔弁当スペシャル、うなぎ丼
 Tommy Blue café : クレープ、クロッフル
 じいじの餃子 : 手羽先餃子、手羽先明太等
 もりもりどっく : ホットドッグ、ドリンク

6月10日(木)

近江牛炭火焼肉弁当 牛若丸: 近江牛焼肉弁当、近江牛焼肉ドッグ
 JUNKIES : チキンケバブ、タコライス、チキンオーバーライス等
 ごはん屋 大津店 : からあげ弁当、近江鶏の照り焼き丼等
 俺のカレー食堂 : 蔵尾ポークミルフィユカツカレー等
 Barong(ぼてとのひみつ) : 創作揚げポテト、オーガニック飲料等
 LRcoffee: コーヒー、ほうじ茶ラテ、ホットドッグ、えびアボカドサンド等

6月17日(木)

野洲のおっさんおにぎり食堂 : おにぎり、みそ汁、甘酒ラテ等
 からあげ専門店 橘屋 : からあげ弁当、牛ハラミ丼、サンドイッチ等
 焼肉あきすえ : 焼肉丼、焼肉弁当、カレーライス
 Barong(ぼてとのひみつ) : 創作揚げポテト、オーガニック飲料等
 Café Once : タコス、クレープ
 kanasan : あげぱん、ジンジャーエール、アップルエール等

6月24日(木)

近江牛炭火焼肉弁当 牛若丸: 近江牛焼肉弁当、近江牛焼肉ドッグ
 俺のカレー食堂 : 蔵尾ポークミルフィユカツカレー等
 MOGO MOGO : 弁当、やきそば
 じいじの餃子 : 手羽先餃子、手羽先明太等
 サニーズ京滋店 : クレープ、ハニーレモンドリンク等
 甲賀米粉たい焼き : 米粉たい焼き、よもぎあんもち

毎週木曜日は**スキップ**して
 キッチンカーでランチを♪

